

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び  
「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」  
に関する Q & A の更新

事業者の皆様から問合せの多い事項について、ガイドラインに関する Q & A を追加等しました。

※ 従前からあった Q & A について更新した箇所は、赤字（追加した部分には下線・削除した部分には取消線）で示しています。また、更新理由を併せて記述しています。

（個人情報取扱事業者）

Q 1-50 NPO 法人や自治会・町内会、同窓会、PTA のような非営利の活動を行っている団体も、個人情報取扱事業者として、個人情報保護法の規制を受けるのですか。

A 1-50 個人情報保護法における「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問いません。したがって、非営利の活動を行っている団体であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は、個人情報取扱事業者に該当します。NPO 法人や自治会・町内会、同窓会、PTA のほか、サークルやマンション管理組合なども個人情報取扱事業者~~に該当し得ます~~。

（更新理由）

個人情報取扱事業者~~に該当しうる例として~~、PTA も含まれることを明確にするため、記載を追加しました。

（個人情報取扱事業者）

Q 1-50-2 民生委員・児童委員が個人情報を取り扱う場合、個人情報取扱事業者として個人情報保護法の規制を受けるのですか。

A 1-50-2 民生委員・児童委員は非常勤・特別職の地方公務員であり、法第 2 条第 5 項第 2 号における「地方公共団体」の職員に当たることから、民生委員・児童委員として活動する範囲内では個人情報取扱事業者から除かれています。

なお、民生委員・児童委員には民生委員法第 15 条等により守秘義務が課されています。

（利用目的の通知又は公表）

Q 3-10-2 飲食店を営んでいます。顧客から予約を受けるときに取得した個人情報を取り扱う際に、どんなことに注意すればよいですか。

A 3-10-2 事業者の規模にかかわらず、事業者が事業の用に供するために個人情報データベース等を取り扱っている場合、個人情報取扱事業者~~に相当するため~~、利用目的の

通知又は公表が必要になります（法第 18 条第 1 項）。

また、個人情報取扱事業者が保有する個人データを第三者に提供するには、原則として本人の同意が必要になります（法第 23 条第 1 項）。

なお、電話番号等の連絡先等も、氏名等の特定の個人を識別できる情報と結びついて保存されている場合、個人情報に該当することになります。

（利用目的の通知又は公表）

Q 3-10-3 PTA が学校から生徒等に関する個人情報を取得する場合、どういった点に注意すればよいですか。

A 3-10-3 PTA が名簿を作成しようとする場合、本人にその利用目的を通知・公表し、本人から取得した個人情報をその利用目的の範囲内で利用することが可能です。

なお、学校による個人情報の提供については、私立学校の場合には個人情報保護法が、国公立の学校の場合には、設立主体に応じて独立行政法人等個人情報保護法や自治体の条例が適用され、それらの規定に基づいて適切に取り扱うことが求められます。

（直接書面等による取得）

Q 3-14 私立学校、自治会・町内会、同窓会、PTA 等が本人から書面で提出を受けた個人情報を利用して名簿を作成し、配布する場合はどのようにすればよいですか。

A 3-14 私立学校、自治会・町内会、同窓会、PTA 等は本人に対し利用目的を明示した上で、個人情報を取得し、名簿を作成することが可能です。名簿を配布するなど、本人以外の者に個人データを提供する場合には、原則として、本人の同意を得る必要があります。

例えば、掲載されている全員に配布する名簿を作成し、クラス内で配布するなど利用目的及び提供先を明示し、同意の上で所定の用紙に個人情報を記入・提出してもらう方法などが考えられます。

※詳しくは、「会員名簿を作るときの注意事項

([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/meibo\\_sakusei.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/meibo_sakusei.pdf))」をご覧ください。

（第三者提供の制限の原則）

Q 5-20 民生委員・児童委員 **をしています**が、**市町村や民間の事業者から、活動に必要なに対して個人情報の提供を受けられず苦慮しています。提供を受けるを提供することは可能ですか。**

A 5-20 **民生委員・児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものとしており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。民生委員・児童委員には、民生委員法等において守秘義務が課せられていることも踏まえ、各主体から、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましいと**

**考えられます。**

民生委員・児童委員は特別職の地方公務員と整理されているため、当該民生委員等への個人データの提供が法令に基づく場合や、当該民生委員等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることなく当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、本人の同意を得ることなく当該個人データを提供することができるものと解されます（法第 23 条第 1 項第 1 号及び第 4 号）。**したがって、これらの場合、民生委員等は本人の同意を得ることなく、個人データの提供を受けることは可能と考えられます。**

**また、地方公共団体の保有する個人情報については、それぞれの条例に基づいて提供が行われることとなります。**

（更新理由）

民生委員・児童委員が本人の同意を得ることなく市町村や民間の事業者から個人データの提供を受けることができる場合を明確にするため、更新しました。

（第三者提供の制限の原則）

Q 5-20-2 大規模災害等の緊急時に、被災者情報・負傷者情報等の個人情報に関係者で共有する場合、本人の同意なく共有することができますか。

A 5-20-2 個人データを第三者に提供する際には原則本人の同意が必要ですが、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要となっています（法第 23 条第 1 項第 2 号）。したがって、大規模災害等の緊急時に、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときには自治会等の個人情報取扱事業者が保有する個人データを本人の同意なく関係者等に提供することは可能と解されます。

（第三者提供の制限の原則）

Q 5-20-3 地震等の災害時に支援が必要な高齢者、障害者等のリストを災害時に備えて関係者間で共有することは可能ですか。

A 5-20-3 災害対策基本法では、市町村長は、避難行動要支援者（※）について、避難支援等を実施するための基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）を作成することが義務付けられています。

この名簿は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、原則本人の同意を取得した上で関係者に提供するものとされています（ただし、各市町村の条例に特別の定めがある場合は、本人の同意を得ずに関係者で共有することができます。）。

また、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合で特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ずに関係者で共有することができます。

す。

なお、災害対策基本法には、名簿を提供する際に避難行動要支援者や第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じるよう努めることや、提供を受けた場合の秘密保持義務なども規定されています。

※ 「避難行動要支援者」とは、当該市町村に居住する、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとされています。

(第三者に該当しない場合)

Q 5-36 マンション管理組合でマンションの修繕を予定しており、工事会社に居住者の個人情報を提供する必要がありますが、あらかじめ本人の同意を得なければいけませんか。

A 5-36 個人データを第三者に提供する際には、原則としてあらかじめ本人の同意を得る必要があります。利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関し委託（法第 23 条第 5 項第 1 号）をする場合には、本人の同意は不要です。したがって、マンション管理組合が工事会社に修繕を発注する際に、当該工事会社が修繕を行うために個人データの取扱いを委託する必要がある場合には、居住者の氏名等を提供するための本人の同意は不要ですが、委託者は個人データの取扱いについて、委託先を監督する義務があります（法第 22 条）。

(第三者に該当しない場合)

Q 5-37 マンション管理組合とマンション管理会社の間で居住者の氏名等の情報を共有することは可能ですか。

A 5-37 個人データを第三者に提供する際には、原則としてあらかじめ本人の同意が必要となりますので、本人の同意を取得している場合はマンション管理組合とマンション管理会社の間で居住者の氏名等の個人データを共有することは可能です。なお、管理組合が管理会社に対して、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いに関し委託（法第 23 条第 5 項第 1 号）をする場合には、第三者提供に該当しないため、本人の同意がなくとも、個人データの提供を受けることが可能です。ただし、委託者は個人データの取扱いについて、委託先を監督する義務があります（法第 22 条）。

(第三者に該当しない場合)

Q 5-38 マンション管理組合がマンション管理会社に管理業務を委託している場合に、管理組合が保有する組合員名簿を管理会社が提供してもらうよう求めることは可能ですか。

A 5-38 マンション管理規約や管理業務委託契約の内容にもよりますが、一般的に利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務を委託する場合には、第三者提供には該当しません。また、委託内容に組合員名簿の作成・保管等が含まれている場合に管理会社から管理組合に名簿を提供することも第三者提供にはなりません。したがって、この委任の範囲内であれば、個人情報保護法上、管理組合が管理会社へ本人の同意を取得することなく名簿を提供することは可能と解されます。ただし、委託者は個人データの取扱いについて、委託先を監督する義務があります（法第 22 条）。

（苦情処理）

Q 6-22 個人情報保護法に基づく開示請求、内容の訂正、利用停止の請求等への対応等に関する苦情や相談がある場合に、当該個人情報取扱事業者とともに、認定個人情報保護団体が対応することは可能ですか。

A 6-22 認定個人情報保護団体は、消費者と事業者の間に立ち、対象事業者である個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として、消費者からの苦情の処理や相談対応を行うこととされています。また、認定個人情報保護団体は、各業界の特性を踏まえつつ、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続等に関し、個人情報保護指針を作成し、対象事業者はこれを遵守することとされています。

認定個人情報保護団体に対して、対象事業者の保有個人データの開示請求、内容の訂正、利用の停止等の請求等への対応等に関する苦情の申出があったときは、認定個人情報保護団体は法令に基づいてこれを受け付けて、当該個人情報取扱事業者とともに、適切に対応を行うことが求められています。

（域外適用）

Q 8-2-2 外国で活動する事業者で、日本を含む各国にいる者に対してサービスを提供しており、当該サービス提供のため各本人から個人情報を取得しています。日本の利用者の個人データを含む漏えい等事案が生じた場合、漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置をとるとともに、個人情報保護委員会等へ報告する必要がありますか。

A 8-2-2 法第 75 条に基づき、外国にある個人情報取扱事業者のうち、日本にいる者に対して物品やサービスの提供を行い、これに関連して本人から個人情報を取得した者が、外国においてその個人情報を取り扱う場合は、ガイドライン（通則編）の「6-1 域外適用」にあるように、法第 20 条（安全管理措置）も適用されます。

したがって、このような外国にある個人情報取扱事業者が日本の利用者の個人データを含む漏えい等事案を発生させた場合には、日本にある個人情報取扱事業者と同様に、漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置及び個人情報保護委員会等への報告の対象

となります。

なお、域外適用についてはQ8-2をご参照ください。

(適用除外)

Q8-3 個人情報保護法の適用除外とはどのような制度ですか。

A8-3 個人情報取扱事業者等のうち、憲法上保障された自由（表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由）に関わる以下の主体が以下の活動のために個人情報等を取り扱う場合には、その限りにおいて、個人情報取扱事業者等の義務は適用されません（法第76条第1項）。

- (1) 報道機関 報道活動
- (2) 著述を業として行う者 著述活動
- (3) 学術研究機関・団体 学術活動
- (4) 宗教団体 宗教活動
- (5) 政治団体 政治活動

また、これらの諸活動の自由を確保するため、これらの活動の相手方である個人情報取扱事業者等の行為（例：①政党から政治活動を行うため要請があった場合に、後援会等が本人の同意なく個人データを提供すること、②新聞社等の報道機関が報道目的で個人情報を取り扱う場合に、報道機関に対して本人の同意なく個人データを提供すること）についても、個人情報保護委員会は、その行為に関する限り、その個人情報取扱事業者等に対して、報告の徴収、勧告、命令などの権限を行使しないとされています（法第43条第2項）。

(更新理由)

適用除外に関連して、法第43条第2項で想定される事例を追加しました。

Q11-1-2 統計情報と匿名加工情報の違いは何ですか。

A11-1-2 統計情報は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計等して得られる情報であり、一般に、特定の個人との対応関係が排斥されているため、「個人情報」に該当しないものです。他方、匿名加工情報は、法第36条第1項に基づき、施行規則第19条各号で定める基準に従い加工したものであり、例えば、ある一人の人物の購買履歴や移動履歴等の情報など、個人単位の「個人に関する情報」を含むものです。

Q11-4-2 個人情報を、安全管理措置の一環等のためにマスキング等によって匿名化した場合、匿名加工情報に相当するのですか。

A11-4-2 匿名加工情報を作成するためには、匿名加工情報作成の意図を持って、法第36条第1項に基づき、施行規則第19条各号で定める基準に従い加工する必要があります。

ます。

したがって、匿名加工情報作成基準に基づかずに、個人情報を安全管理措置の一環等のためにマスキング等によって匿名化した場合には、匿名加工情報としては扱われません。

Q11-4-3 個人情報を加工して匿名加工情報を作成する場合についても、利用目的として特定する必要がありますか。

A11-4-3 利用目的の特定は個人情報が対象であるため、個人情報に該当しない匿名加工情報は対象となりません。また、匿名加工情報への加工を行うこと自体を利用目的とする必要はありません。

Q11-13-2 匿名加工情報の作成の委託を複数の会社から受けることは可能ですか。その場合、どのようなことに留意する必要がありますか。

A11-13-2 複数の会社から匿名加工情報の作成の委託を受けることは可能です。ただし、委託を受けた各個人情報の取扱い及び匿名加工情報の作成については、各委託者の指示に基づきその範囲内で独立した形で行う必要があります。異なる委託者から委託された個人情報を組み合わせたり、突合したりすることはできません。

Q11-17-2 匿名加工情報を作成する際に元の個人情報に含まれるある項目の情報の全てを削除した場合、あるいは、その全てを置き換えた場合に、その項目について、匿名加工情報を作成したとき、あるいは、第三者に提供したときに公表する必要がありますか。

A11-17-2 匿名加工情報を作成する際に、元の個人情報に含まれるある項目について、その情報の全てを削除あるいは置き換えた場合には、匿名加工情報の作成あるいは第三者提供の際の公表事項として当該項目を含める必要はありません。

Q11-17-3 匿名加工情報を作成した際に公表する個人に関する情報の項目の一部を「等」として省略することはできますか。また、「個人に関する情報の項目」の分類をどの程度、細かくする必要がありますか。まとめることは可能ですか。

A11-17-3 匿名加工情報を作成したときは、匿名加工情報に含まれる「個人に関する情報の項目」を公表する必要があります。公表される匿名加工情報に含まれる「個人に関する情報の項目」を省略することはできません。

また、「個人に関する情報の項目」は、どのような情報が匿名加工情報に含まれているか、一般的かつ合理的に想定できる程度に分類する必要があります。その範囲であれば、「購買履歴」等とまとめた形で項目を示すことも考えられます。